

中央鉱山保安協議会 議事録

1. 日 時：令和7年3月10日（月）13：00～14：13

2. 場 所：経済産業省別館2階238会議室、Teams 会議

3. 出席者：

（学識経験者）

福井委員（会長）、五十嵐委員、笹木委員、所委員、原委員

（鉱業権者代表）

岡田委員、杉津委員、平田委員、松本委員

（鉱山労働者代表）

小河委員、篠原委員、浄土委員

4. 議 題：

【審議事項】

（1）鉱山における高頻発災害の現状と対応の方向性について

（2）火薬類取扱所の盗難防止措置（警鳴装置）の運用見直しについて

【報告事項】

（3）第14次鉱業労働災害防止計画の取組状況について

（4）鉱山保安マネジメントシステムに関する一部見直しについて

（5）特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針（第6次）の取組状況について

（6）令和6年度鉱山・火薬類保安関連予算案について

（7）CCS事業の制度化の検討状況について

問 合 せ 先
経済産業省 産業保安・安全グループ
鉱山・火薬類監理官付
電話：03-3501-1511(4961)

○大川監理官　それでは、定刻となりましたので、ただいまより、中央鉱山保安協議会を開催させていただきます。

本日は、御多忙のところ御出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

本日は対面とオンラインでのハイブリッド開催をさせていただきます。

資料は、Teams画面上のもの、又はお手元の i P a d に格納されている資料をそれぞれ御覧いただきたいと思います。

オンラインで参加の皆様におかれましては、発言を希望される際には挙手機能を御使用ください。会長もしくは事務局から発言者を御指名いたしますので、その後、マイクをオンにして発言をお願いしたいと思います。

また、通信環境の関係上、オンラインの方は、発言時以外はマイクをミュート、もしくはカメラをオフにさせていただくようお願いいたします。

何か不都合ございましたら、事務局までお知らせいただきたいと思います。

次に、議事運営について御説明をさせていただきます。本協議会の議事につきましては、「中央鉱山保安協議会運営規定」に基づき公開させていただきます。また、本日はYouTubeでの一般傍聴を認めておりますが、特別の事情がある場合は、会長の判断で非公開とすることができるものとさせていただきます。

会議の資料及び議事録につきましても、原則として公開させていただきます。

次に、今回から新たに委員に就任いただいた3名の方を御紹介させていただきます。資料1を御覧ください。

鉱業権者を代表する委員といたしまして、新たに岡田洋一委員に御就任いただいております。岡田委員、一言お願いいたします。

○岡田委員　日本鉱業協会の岡田でございます。本日はよろしくお願いいたします。

○大川監理官　ありがとうございます。また、鉱業権者を代表する委員といたしまして、新たに平田賢一委員に御就任いただいております。平田委員、お願いします。

○平田委員　太平洋セメントの平田です。本日はよろしくお願いいたします。

○大川監理官　ありがとうございます。また、鉱山労働者を代表する委員といたしまして、新たに村越研人委員に御就任いただいておりますが、本日は御都合により欠席でございます。

次に、定数について御説明いたします。本日の委員の御出席についてですが、協議会委

員総勢15名中12名の方が御出席を頂いております。このことから、鉱山保安協議会令第4条第1項の規定に基づき、本日の協議会は成立していることを御報告させていただきます。

以降の進行につきましては福井会長にお願いさせていただきます。よろしく願います。

○福井会長　本協議会の会長をさせていただきます福井でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、議事進行に御協力をお願いいたします。また、活発な御意見を頂ければと思っております。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、殿木大臣官房審議官（産業保安・安全担当）から御挨拶をお願いいたします。

○殿木大臣官房審議官（産業保安・安全担当）　大臣官房審議官（産業保安・安全担当）の殿木でございます。

本日は、皆様お忙しい中、中央鉱山保安協議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、常日頃から鉱山保安行政に多大なる御理解と御協力を頂いておりますことにつきまして、重ねて御礼申し上げます。

御案内のように、本協議会は学識経験者の皆様、鉱業権者の代表者の皆様、そして鉱山労働者の代表者の皆様に構成されており、それぞれの御立場から御議論いただくことで初めて意義あるものになりますところではあります。是非とも忌憚のない御意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

鉱山保安関係の災害につきましては、ピーク時に比して比較的減少傾向ではありますが、墜落や挟まれ・巻き込まれ等による災害が一定数発生する状況は続いております。本日は、このような状況を踏まえまして、災害ゼロのため、関係者が更にどのような取組が可能かということなどにつきまして御審議いただきたいと考えております。この点、令和5年度からは、第14次鉱業労働災害防止計画及び第6次特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針に沿って、鉱山における労働災害防止と鉱害防止に取り組んでおりますところではあります。

今回の御議論におきましては、かかる取組状況につきまして御報告をさせていただき、今後の計画及び方針に基づく活動につきまして御示唆を頂戴できればと存じます。これまでも、この中央鉱山保安協議会で御議論いただきましたことを通じまして、鉱山における危害、鉱害の減少に役立ててまいりましたところではあります。今般も、協議会での御議論を踏ま

えまして、鉱山保安を更に前に進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様には活発な御議論と忌憚のない御意見をよろしくお願いいたします。

それでは、これからよろしくお願いいたします。

○福井会長　　ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。本日は、審議事項が2件、報告事項が5件でございます。最初に、審議事項（1）「鉱山における高頻発災害の現状と対応の方向性について」、審議事項（2）「火薬類取扱所の盗難防止措置の運用見直しについて」ということで、事務局のほうから説明をよろしくお願いいたします。

○大川監理官　　ありがとうございます。それでは、事務局から資料2及び資料3に沿いまして、本日の審議事項2件について御説明をさせていただきます。

まず、資料2「鉱山における高頻発災害の現状と対応の方向性について」、御説明をさせていただきます。

2ページをお願いします。まず、ここで高頻発災害と呼んでいるものでございますが、特に高所からの墜落、もしくは機械などへの挟まれ・巻き込まれに対する災害を検討したいと思っております。状況について御説明させていただきます。

この2ページの下に円グラフ2つあると思いますが、まずは左側を御覧ください。これは前の鉱業労働災害防止計画の5か年の間に起こりました災害事由別の罹災者の発生状況でございます。この左側の円グラフの右上の赤いところで運搬装置とありますが、その内側にコンベアというものがございます。この一定の割合をコンベアが占めておりますが、主にコンベアに巻き込まれてしまう、そういったものがあるわけでございます。もしくは、右下に墜落というところが青であると思えます。高所からの墜落によって災害に罹災してしまうという方も一定程度おられます。

右側の円グラフにいただきますと、この割合、大きくは変わってございません。ここで高所からの墜落、もしくはコンベアのようなものへの挟まれ・巻き込まれ、こういったものを減らしていくにはどうしていくのかということを考えていきたいと思っております。

この同じページの上の四角の中の2段落目でございますが、こうした墜落、挟まれ・巻き込まれの災害のいずれも、主な発生要因は、作業手順書はあるのですが、これに不遵守しているとか、作業手順書自体が不備である、もしくは教育が不十分、もしくは安全柵などの設置の不備ですとか、表示の設置不十分というものが挙げられております。

3 ページをお願いします。こうした墜落もしくは挟まれ・巻き込まれ、こういったものは鉱山以外の一般事業場においても発生しております。厚労省において労働安全衛生法令などにおいて危険防止措置が講じられておりますが、このページの下段の赤字で書かれているところ、墜落関係から申し上げますと、例えば墜落時の身体の保護の観点から、胴ベルトではなく、国際基準に適したフルハーネス型の墜落制止用器具に係る構造などの規格が新たに制定されています。このフルハーネスというものは、ここの右側の絵で書かれている、このようなものでございます。

更に下にいただきまして、挟まれ・巻き込まれ関係でございますが、機械の稼働範囲には覆いですとか囲いを設けて体の一部が入らないようにする隔離、こういったものをしていくということが規定されているわけでございます。

次のページをお願いします。4 ページでございます。こういったことを踏まえまして、鉱山保安法令についてどう対応していくのかというところでございます。上の段の四角の中でございますが、墜落、挟まれ・巻き込まれに対する対応としましては、鉱山保安法令においても、既に鉱業権者及び鉱山労働者に対する必要な保安確保に関する義務が規定されているところではございます。

ここで、事業者における自主保安の取組の推進を更に促していく観点で、保安規程の記載内容や技術指針の記載内容として以下のようなことをしてはどうかと考えております。

この同じページの下の表の中でございますが、1 段落目、保安規程の記載事項に「挟まれる又は巻き込まれることによる危害防止」を追加してはどうかというところでございます。保安規程の記載事項につきましては、現在も、高所作業からの墜落防止につきまして記載するということが鉱山保安法施行規則の中で定められておりますが、同様に、挟まれる、もしくは巻き込まれることによる危害の防止ということも明示的に例示して、墜落と同様に、この挟まれ・巻き込まれの安全対策についても保安規程に位置づけることによって検討を促していくことが考えられるのではないかとというのが1 目目でございます。

下段でございますが、技術指針に墜落対策もしくは挟まれ・巻き込まれ対策の安全措置の例示を追加するということが考えられます。この技術基準省令を満たす安全要求事項につきましては、この技術指針の中で新たに、1 目目、墜落対策、2 目目、挟まれ・巻き込まれ対策の内容が労働安全衛生規則などに基づく安全措置の内容の水準であることを明示すること、技術指針にその主な部分を例示的に規定してはどうかということでございます。

ここの労働安全衛生法における墜落、巻き込まれに関する規定というのはその下段に書かれておりまして、1つ目、墜落防止関係につきましては、墜落による危険の防止のため、高さが2メートル以上の箇所作業を行う場合に作業床を設けること。ただし、作業床を設けることが困難なときには、要求性能墜落制止用器具を使用することなどが規定されております。

その下、挟まれ・巻き込まれに関しては、機械の原動機などの覆いをつけることやコンベアの非常停止装置をつけることなどが規定されているところでございます。

次のページでございます。さらに、各主体で取り組むべきことをいろいろと引き続き求めていきたいと考えております。例えば、この表の一番上、鉱業権者もしくは鉱山労働者に対しては、保安関連情報の積極的な収集、現況調査の適時・適切な実施、それによる鉱山保安マネジメントシステムへの反映、一層の向上、こういったことに取り組んでほしい。2つ目、教育などについては、鉱山労働者が正しく適切にその内容を理解しているかを確認していく。3つ目、保安確保のための安全確認や作業の中断は、作業の安全性を高める行為として推奨されるべきものなのだという意識の醸成、こういったことを引き続き求めていきたいと思っております。

業界団体に対しては、各会員企業等に対して必要な保安関連情報を収集・提供するとともに、業界全体としての保安確保の維持・向上の取組を継続してほしいということでございます。

我々行政としましては、こういった取組状況に応じて、保安関連情報の提供ですとか、鉱山の实情に応じたきめ細かな指導を行っていくということが考えられます。

6ページをお願いします。こういった取組の方向性につきましては、委託調査の委員会の中で過去いろいろ検討してきたわけでございます。委員の方に加えまして、この真ん中にオブザーバーの方、石灰石鉱業協会の方、天然ガス鉱業会の方、日本鉱業協会の方、カーボンフロンティア機構の方、こういった方にも入っていただきまして対応の方向性を検討してまいりました。このような内容が提案されているところでございます。

次、資料3にいていただきまして、2つ目の審議事項でございます「火薬類取扱所の盗難防止措置の運用見直しについて」でございます。

2ページにいていただきまして、現在の鉱山における火薬類取扱所の盗難防止措置について御説明をさせていただきます。この四角の中でございますが、鉱山においては、火薬類取扱所が設置されております。火薬類取扱所の盗難防止措置としては、そこから火薬

を盗難されるのを防ぐ装置としては、鉱業上使用する工作物の技術基準を定める省令において、「見張人を常時設置する場合を除き、適切な警鳴装置が設けられていること」ということが規定されております。この適切な警鳴装置の具体的な内容につきましては、同じ鉱山保安法令の中の技術指針において規定されております。

同じ2ページの下段の四角の中でございますが、この技術指針の例を示しております。この警鳴装置につきまして、(1) から (8) の要件が例示されているわけですが、例えば1つ目、警鳴装置は、火薬類取扱所の扉が開いたとき又は扉に振動を与えられたとき、警報が鳴る機能を有する。2つ目、回路線が切断又は短絡した場合には、警報する装置が備えられている、こういった物理的な探知の方法が例示されている。

もう一つは5つ目、(5) でございますが、警鳴装置の本体は、鉱業事務所等常時人のいる箇所に設置されているということが規定されているわけでございます。

これが現状でございますが、3ページにお願いいただきまして、鉱山以外のところでは、火薬類取締法に基づいた措置がされているわけですが、火薬類取締法でどうなっているのか、それを踏まえて鉱山保安法令でどう対応の方向性をつけていくのかということについて御説明をさせていただきます。

四角の中でございますが、この火薬類取締法では、一般の火薬庫の警鳴装置につきまして、例示基準の内容が令和元年に改正されました。この中でJIS K4832が引用される形になってございます。JIS K4832につきましては、下段の四角の中に書かれておりますが、この一部を抜き出しております。

例えば先ほど申し上げました警鳴装置の感知部、誰か人が入ってきたことを探知するような部分のことでございますが、その要件としまして、1) の断線感知式、もしくは2) の断線短絡感知式、これは先ほどの鉱山保安法令の中とかなり近いものと思います。一方で、4) の赤外線感知式のような新たな技術を用いることが想定されるようなもの、もしくは、5) のように、その他として、1) から4) 以外の形式のもので侵入者の感知、火薬庫の壁面の破壊の感知など盗難防止の効果が1) から4) と同等以上のものであれば認めるというものが規定されているわけでございます。

もしくはその下の、自動警報装置の設置についてですが、C) でございますが、報知部は、管理者が常駐する場所に設置するということですが、警鳴部からの警報を、そこで鳴らすだけではなくて、警報器、もしくは電話、電子メールなどで、直ちに確実に管理者に通知する、遠隔に通知することも想定されているということでございます。

上の四角に戻っていただきまして、このようなことから、このJIS K4832につきましては、警鳴装置の構造などを詳細に定めるだけでなく、1つ目、感知部として、振動感知式・断線感知式だけでなく、赤外線感知式ですとか、その他のものがいろいろと想定されている。2つ目、警鳴部からの警報を、電話、電子メールなどで遠隔の管理者に通知することが明示的に想定されているというところがございます。

鉱山保安法令に関する対応の方向性、その下の⇒のところ、青の部分でございますが、鉱山での火薬類取扱所の警鳴装置として、より広い技術の活用を可能として、また、交換部品などの調達が容易になるように、鉱山保安法技術指針で従前定めていた項目に加えて、JIS K4832に基づくものも適合していることを示すこととしたいと考えてございます。

事務局からの説明、以上2点でございます。

○福井会長 御説明どうもありがとうございました。審議事項2点に関しまして事務局のほうより説明を頂きました。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見などがございましたらよろしく願いいたします。ウェブの方は挙手ボタンを押していただければと思います。

所先生、よろしく願いいたします。

○所委員 すみません。ちょっとこの後発言が難しい状況になるので、このタイミングで発言させていただければと思います。

御説明ありがとうございました。基本的には必要な取組を継続してやっていただいていると認識しております。コメントさせていただくとすれば、特に、今ちょうど画面に出ていますけれども、この火薬類のところは非常に大事なことをやっていただいていると思うのですが、今後、自動化するとか、デジタル化するとか、そういった方法もぜひ時代に合わせて少しずつ考えていただければとも思いました。

以上です。

○福井会長 所先生、どうもありがとうございました。続きまして、松本委員のほうからも挙手ございましたので、よろしく願いいたします。

○松本委員 釧路コールマインの松本です。

高頻度災害の現状と対応の方向性についてというところの4ページ目ですけれども、「見直しの観点」の上のほうですね。鉱山保安法施行規則について記載ありますが、その鉱山保安法施行規則の保安規程第40条の10のところに、高所作業場からの墜落防

止、危害防止等々と書いてあるのですけれども、その文言のところに、挟まれる・巻き込まれるという文言を加えた新たな施行規則が出るのでしょうかというのがまず1つ目の質問です。

○大川監理官 事務局でございます。お答えさせていただきます。規定ぶりにつきましては、今後詳細は検討させていただきますが、方向性としましてはおっしゃるとおりでございます。

○松本委員 分かりました。その施行規則が改定されることになると、また協議会を開くのですよね。

○大川監理官 こちらで改正の方向性をまずここで示させていただきますして、施行規則を変えとなると、そこは、書きぶりはやや技術的なところがございますので事務局に任せていただくとともに、必要に応じてパブリックコメントなどで御意見を更に頂きたいと思っております。

○松本委員 ありがとうございます。そのことについて別に反対しているとかではなくて、私どもも取り組んでいきたいと思いますが、もう一つは、私どもの釧路コールマインの場合に、施行規則に基づきまして保安規程を決めているわけですが、その次に遵守事項、さらに安全作業要領というような3段階の決まりがあるわけです。今までは、挟まれるとか巻き込まれるということに関しての文言はなかったかと思っているのですけれども、これらのことは既に安全作業手順や要領の中に記載されておまして、このことは変える必要はないのではないかとはいえますが、保安規程を変えとなりますと、これは届出事項ですので、届出事項とはいっても、変更の指示が経済産業省からされることもあるということで、認可に近いという認識なのですけれども、これらについての書きぶり等々については、私どもの場合ですと、北海道の産業保安監督部と協議しながらやっていくというような方向性だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○大川監理官 そのようになります。保安規程につきましては、各鉱業権者の方から各地の産業保安監督部のほうに御提出を頂くということになっておりますが、その時点で、産業保安監督部がいろいろと内容を確認させていただくという形になると思います。

○松本委員 分かりました。ありがとうございます。これらについても、いつまでに出しなさいとか、そういう御指示も頂けるのかなとは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○福井会長 松本委員、どうもありがとうございました。ほか、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

杣津委員、よろしく願いいたします。

○杣津委員 石灰石鉱業協会の杣津でございます。

審議事項（２）のほうでございますが、火薬類取扱所における運用の見直しということでございますが、当協会でも、7年ぐらい前に会員にアンケートを取りまして、いろんな要望や現状どうなのかということをもとめておりまして、その中で、今回見直しされるような火取法のように、J I Sに基づいた対応をしてほしいという意見が複数件出ておりましたので、今回、運用の見直しが図られるということで、少し時間かかったのですが、大変ありがとうございましたと感謝申し上げたいなと思っております。

審議事項（１）のほうでございますが、各鉱山とも自主保安ということで、今回、巻き込まれ・挟まれ災害、危害防止について、大多数の鉱山でもう既に保安規程とかに盛り込んでいるかもしれませんが、そうでない鉱山にとっては、このようなことを啓発するという意味で非常にいいことかなと感じております。

感想ですが、以上でございます。

○福井会長 ありがとうございました。ほか、ございますでしょうか。

少しこちらのほうで御指名させていただいてよろしいでしょうかね。

笹木委員が手を挙げていらっしゃるということで、よろしく願いいたします。

○笹木委員 笹木です。

規程の見直しとしては、墜落とか挟まれ・巻き込みというのを防止するためにこういう文言を入れるということは当然の方向だと思います。実際にこういう事故を未然に防ぐために、現場での教育、何かビデオを見せるとか、講習会をするとかそういった、特に経験の少ない若い方への教育というのはもっと手厚くすることが現場においては大変重要なことではないかと思えます。

以上です。

○福井会長 ありがとうございました。

○大川監理官 事務局でございます。御指摘、全くそのとおりであると考えております。今も鉱山保安法の中で、保安教育に関する義務というものが鉱業権者の方にかかっているわけでございます。必要な保安教育については、これに限らず、それぞれ施していただくということを引き続き求めていきたいと思っております。

○福井会長　　どうもありがとうございました。ほか、御意見等ございますでしょうか。

学識経験者と鉱業権者の代表からは御意見を頂いたのですけれども、鉱山労働者代表の方から何かございますでしょうか。もしよろしければ、例えば浄土委員、いかがでございましょうか。

○浄土委員　　釧路コールマイン、浄土です。

松本委員のほうから言われたことなので、自分からは特にございません。

○福井会長　　ありがとうございます。ほかの委員の方々からいかがでございましょうか。意見は大体出尽くしたという形でございましょうか。

ウェブとこちらでちょっと見にくい形がございまして、ウェブのほうで手挙げているのかよく分からないため、マイクをオンにして、もしございましたら御発言いただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

意見は出尽くしたという形でございますけれども、事務局のほうから、全体を見回して御回答ございますでしょうか。

○大川監理官　　ありがとうございます。基本的に方向性に御同意いただいたと感じております。今後の手続につきましては、先ほどの御質問にもありましたが、規程の改定につきましてはやや法律的なところもございますので、事務局のほうで、今回御審議いただいた対応の方向性に沿って検討して、必要な部分につきましてはパブリックコメントなどを通じて再度御意見を頂こうと考えてございます。

以上でございます。

○福井会長　　ありがとうございました。それでは、審議事項（１）の「鉱山における高頻発災害の現状と対応の方向性について」及び審議事項（２）の「火薬類取扱所の盗難防止措置（警鳴装置）の運用見直しについて」、皆様方から頂戴いたしました御意見をできるだけ反映することといたしまして、あとは会長に一任いただくということでよろしいでしょうか。

御発言ないようですので、お認めいただいたということで、そのようにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、議題といたしましては、鉱山保安に関します「報告事項」に移らせていただきたいと思います。報告事項は５点ございます。１つ目、「第14次鉱業労働災害防止計画の取組状況について」、２つ目、「鉱山保安マネジメントシステムに関する一部見直しについて」、３つ目、「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針（第6次）の取

組状況について」、4つ目、「全国鉱山保安表彰の見直しについて」、5つ目、「CCS事業法について」の5点につきまして、事務局のほうから説明をよろしくお願いいたします。

○飯田補佐　それでは、報告事項の最初の「第14次鉱業労働災害防止計画の取組状況について」、御報告させていただきます。資料4の2ページを御覧いただければと思います。

改めまして、第14次鉱業労働災害防止計画のおさらいでございますが、Iの「目標」のところ、まず、各鉱山においては、鉱山災害を撲滅させること、また、全鉱山における災害の発生状況としまして、計画期間5年間、令和5年度から令和9年度でございますが、指標が3つございます。指標1、毎年の死亡災害は0（ゼロ）、指標2、5年間の平均で鉱山災害の度数率0.7以下、また指標3としまして、5年間の平均で、軽傷者、また死亡者を除いた重傷災害の度数率を0.5以下ということで、この定量的な目標値を設定しながら指標として取り組んでいるところでございます。

また、IIの「主要な対策事項」としてマネジメントシステムの導入促進、また、2としまして自主保安の推進と安全文化の醸成。

また、次の3ページでございます「主要な対策事項」としまして、先ほど審議事項（1）でございました、例えば発生頻度が高い災害に係る防止対策の推進、3の②といったところに取り組んでいるところでございます。

4ページでございます。「近年における災害発生状況（罹災者数の推移）」ですが、前期第13次におきましては平成30年から令和4年までということで、今現在、足元は令和5年から令和6年というこの2年間のところでございますが、上の四角のところを御覧いただければと思いますけれども、第13次ときは比較的減少傾向であったということでございますが、令和5年の罹災者数は、令和4年に比べまして増加しており、死亡災害も2件、残念ながら発生しているということでございましたが、令和6年につきましては、3年ぶりに死亡災害がゼロとなり、罹災者数は、令和5年に比べまして11名減少と大きく減っているところでございます。

次の5ページを御覧いただければと思います。先ほど定量的な指標である度数率のところで数値との比較ということを表したページでございますが、罹災者全体についての度数率、これは稼働延べ100万時間当たりの罹災者数ということでございますが、令和6年度でいきますと0.71。目標自体は0.7ということでございますので、ほぼ同じ目標値まで来ているということでございますが、あくまでこの第14次の計画期間中における年平均で0.7以下を目標としているということでございますので、この罹災者が発生する危害防止

にしっかり取り組んでいくということが引き続き求められるというところだと思います。

また、重傷災害の度数率につきましても、0.5という目標に対して、ほぼ同じ数字の令和6年の成績ではあるのですが、こちらについても引き続き取り組んでいくということでございます。

また、6ページを御覧いただければと思います。審議事項（1）でも少し御紹介させていただいた部分と同じ事由別の罹災者の発生状況でございますが、令和6年をつけ足したこの2年間の足元の状況を見ましても、前期と同様、コンベアでの挟まれ・巻き込まれといったことであるとか、あと、少し転倒といった事象が増加傾向という状況でございます。

それから、7ページから、近年の災害事例ということで代表的なものを少し付けさせていただきます。運搬装置のコンベアによる挟まれ・巻き込まれの事象でございます。こちらについても、覆いを設けず、電源が入ったまま作業してしまったということで巻き込まれて罹災したということでございます。

また、次の8ページでございます。こちら、墜落における事案の代表的な例でございます。こちらで清掃中に、これもルールがはっきりしていないということであるとか、あと立入を本来しないようなところに入って行って、少し気になったということで粉じんの清掃をしていたときにバランスを崩して墜落してしまって重篤な災害につながったという事象でございます。

また、9ページ、最近増えております転倒における事案ということで、岩石が多く、小山のように置いてあるところを、大きな塊がたくさんあったということと、あと注意が少し弱かったというところで、転倒によって、軽傷ではあったのですが、罹災されたということで、しっかりルールを設けるであるとか、あるいは大きな塊をできるだけ小さくすることを事前にやっておくということの対策もこういったところで紹介させていただいております。

こうした事故、あるいは災害が起きた事象につきましては、各監督部、それから業界団体を通じまして、一件一件、その事例ごとに原因究明、それから再発防止対策、こちらについての紹介をさせていただいて、事業者の皆様方のこういった事案の未然防止に努めていただくよう、保安関連情報として提供させていただいているところでございます。

また、10ページ、これは毎年、民間の資格制度ということで取り組まれております保安管理マスター制度についての昨年の取組状況も含めたここ近年での状況でございます。一番下のほうに令和6年の試験結果が記載されておりますが、全体で約300名で、合格率3

割ということで一定の認定資格者を確保する取組が引き続き継続して取り組まれているというところがございます。

また、最後の11ページでございます。保安レベルの継続的向上に資する取組ということで、鉱業関連団体の皆様方、また、私ども行政側の監督部ごとに様々取り組んでおります。マネジメントシステムの概要を御説明したり、危険体感教育研修を実施するなど、事業者の保安意識の向上、また保安レベルの維持向上ということにできるだけつながるように毎年取り組んでいるところがございます。

簡単ですが、私のほうからは以上でございます。

○山本対策官　　続きまして、資料5「鉱山保安マネジメントシステムに関する一部見直しについて」、御報告させていただきます。鉱山保安マネジメントシステムは、より一層の自主保安をつなげるために、平成16年の鉱山保安法の改正、その後、5年ごとに策定される鉱業労働災害防止計画によって位置づけられ、鉱山災害の撲滅、継続的な自主保安を達成させるためにつくられたものでございます。

2ページをお願いいたします。こちら、自主保安を促すための自己点検チェックリストというものにおいて、各鉱山において、鉱山保安マネジメントシステムの導入状況について点検できるようになっているところがございます。一方で、この導入というものについても課題があるというところになっております。

添付の中で参考資料1というものが入っておりますが、こちら、14次の鉱業労働災害防止計画についての告示文書になりますが、この中の「鉱山保安マネジメントシステムの導入・運用の状況」について、国は自己点検チェックのうち鉱業権者が取り組みにくいものについては、実情に応じて最適な取組となるように見直しを行い、鉱業権者が取り組みやすいものについては、全ての鉱山権者が取り組むよう鉱業権者に促すこととされております。今回の調査はまさにこの鉱山保安マネジメントシステムのチェックリストについての改善というものでございます。

3ページをお願いいたします。3ページの中で、今回、この鉱山保安マネジメントシステムの見直しの実施内容として、現状の自己点検チェックリストにおける重点項目の抽出と、あともう一つ、国内鉱山へのアンケート調査、現地ヒアリング調査というものを実施させていただいております。

これらの調査に基づいて、取組の結果として、ヒアリング、アンケートでの指摘として、判定チェック項目について、類似項目がある、あとは項目数が多い、内容が理解しにくい

項目があったというところで指摘がございました。

4ページをお願いいたします。この結果を踏まえて見直しを実施させていただいたというところになります。重点項目については、この見直し内容に書かせていただいておりますように、災害との関連性や鉱山保安マネジメントシステムの導入レベルとの関連性が強く、項目の中でも特に重要度の高い項目であることを手引書などで明示し、取組の導入をより促進するような内容の追記、具体的な取組事例の追記という形での内容となっております。

次に類似性が高い可能性のある項目として、鉱山や有識者等から指摘された内容が似ている判定チェック項目について、役割（主語）の明確化ということで見直しの内容となっております。

次に、理解しにくい項目として、容易に理解できる言葉や表現を用いたり、解説に言葉の定義等を追記、手引書に該当する判定チェック項目の取組事例を追記するという形になっております。この結果について見直しを行った結果が5ページでございます。

チェックリストの「見直し案」ということで、こちらに明記したものについて、7年度の早い時期に公開予定というところがございます。引き続き、各鉱山の皆様において、このチェックリストに基づいて自主保安につなげていただきたいと思いますと思っております。

事務局からの報告は以上となります。

○上田専門職　　続きますして、資料6の鉱害防止事業の実施に関する第6次基本方針の取組状況について御説明させていただきます。

まず、1～7ページ目までは令和7年度に告示しました第6次基本方針の概要になりますので、本日、説明のほうは割愛させていただきます。

8ページ以降になりますが、今年度における第6次基本方針に関連する主な取組概要について御説明させていただきます。

9ページになります。①の「鉱害防止事業全体における新たな取組」についてになります。これは第5次基本方針までは記載されていなかったもので、第6次基本方針から新たに追加した項目ということになります。

具体的にはカーボンニュートラルへの貢献等についてになりますが、「休廃止鉱山の新たな緑化対策等に関するガイダンス」の改訂を行うべく、過去に実施しました集積場の緑化工事の効果や植生の現状等について情報を盛り込むべく取組を進めているところでございます。

10ページをお願いします。②「鉱害防止工事残存工事の早期完了等」についてになります。鉱山管理者の皆様には日頃から計画的に鉱害防止工事を進めていただいているところではございますが、坑廃水処理業務を含め令和6年度におきましては計35億円の補助金を措置し、対応を進めているところでございます。

10ページの下にあります工事事例は、旧松尾鉱山の3メートル坑道の埋め戻し工事の事例でございまして、こちらは令和6年の11月に工事を完了したところになります。

11ページをお願いします。続きまして、③「坑廃水処理の終了、コスト削減の加速化」についてですけれども、パッシブトリートメントの導入促進を図るため、現在、3つのモデル鉱山において実証事業を、委託事業を活用して実証しているところでございます。下の写真の左側になりますけれども、こちら、コンクリート廃材ともみがらを混合し充填した設備において、現在、1年以上メンテナンス不要で重金属の除去に成功しているといった例もございます。

次、12ページをお願いします。④「中和殿物の減容化への対応」ということで、各社から殿物処理において集積場の残り容量の問題や、あとは処理コストが大きな負担になっているといった声を伺っておりまして、こうした課題に対応するために、中和殿物の減容化、もしくは有効利用等の課題への対応、取組事例をまとめました「休廃止鉱山の坑廃水処理に係る中和殿物処理ガイダンス」の策定に向け、現在、取組を行っているところでございます。

続きまして13ページをお願いします。⑤「災害時のリスク対応強化」についてです。まず1つ目のポツですが、国側の取組といたしまして、レジリエンス対策に資する補助金を措置し、令和6年度は3鉱山に対し非常用発電機や、あとは右下の例にありますような薬剤の貯蔵タンクの増設に要する費用の支援を行っているところでございます。令和7年度も、令和6年度補正予算を活用いたしまして、引き続き支援を継続する予定でございます。

次に2つ目のポツですけれども、日本鉱業協会では、休廃止鉱山のレジリエンス強化を進めるべく、鉱山ごとにアクションプランを策定し、災害時においても鉱害防止を徹底すべく取組を進めていただいているところでございます。

最後、14ページをお願いいたします。⑥の「坑廃水処理に係る人材確保・省力化・省人化」についてです。1つ目のポツは、従前からの取組にはなりますが、休廃止鉱山資格認定協会の行う資格認定講習の修了試験合格者を作業監督者の資格と同等と認められるものとして追加したことを受けまして、引き続き、講習、修了試験の実施をしているところで

ございます。

2つ目のポツですけれども、日本鉱業協会で立ち上げられた人材育成WGにおいて、5年度から引き続き6年度におきましても関係者ととも集積場の管理の研修等について議論を行っているところでございます。

最後、3つ目のポツになりますけれども、坑廃水処理の省力化・省人化に資する観点から、経済産業省では、無給電での遠隔監視のシステムの導入に向けた実証事業等を行っているところでございます。

資料6につきましては以上になります。

○橋森補佐　　続きまして、資料7「全国鉱山保安表彰の見直しについて」でございます。

2ページ目を御覧ください。まず、全国鉱山保安表彰についての御紹介となります。全国鉱山保安表彰、こちら、経済産業大臣表彰とも称してございますけれども、鉱山における保安活動を推進し、保安意識の高揚を図るとともに、広く国民の間に鉱山保安に関する認識と理解を深め、もって鉱山の災害及び鉱害の防止に資することを目的に創設されたものでございます。

今年度の表彰でございますけれども、鉱山の部におきましては2鉱山、保安従事者の部におかれましては19名、保安功労・貢献者の部におかれましては1名の方を表彰させていただいているところでございます。

こちらの表彰につきまして見直しを行いましたので、次、3ページ目を御覧ください。我々、今回この表彰におきまして問題意識として2点ございました。1つ目、近年の保安功労・貢献者の部の「家庭」区分での表彰がないために、表彰対象区分を見直してもよいのではないかとということがまず第1点でございます。

2つ目でございますけれども、現状の表彰制度では、経験年数であるとか無災害期間、そういった評価基準の割合が高く、若い方を推薦することが難しいということ。例えば事業所において、特に率先して保安活動や保安改善提案を行うなど、鉱山保安活動において同世代の中で中心的な役割を担った経験の多い個人、こういった方を表彰することで若い方のモチベーションを高めることができるのではないかとというような2点の問題意識を持ったということでございます。

その結果、事務局のほうで検討した結果が下の2点でございます。まず1つ目、保安功労・貢献者の部の「家庭」の区分というのは廃止をしようと思っております。

続きまして2点目でございますけれども、特別功労・貢献者の部の「個人（鉱山保安マ

ネジメントシステムに係るもの)」、この区分の評価基準の新設ということを考えてございます。

具体的には、事業所において、特に率先して保安活動や保安改善提案を行うなど、鉱山保安活動において同世代の中で中心的な役割を担った経験の多い、鉱山保安に関する鉱業経験年数が20年未満の個人、そういった方を評価できるような指標というのを作成してはどうかと考えたところでございます。

こういった見直しを今般行いまして、次年度の表彰から採用するというのを考えているところでございます。

資料7の全国鉱山保安表彰の見直しについては以上でございます。

続きまして資料8でございます。「CCS事業法について」というところでございます。こちら、前回の協議会の中で、CCS事業法について、今検討中であり、間もなく法律ができるというような御紹介をしていたかと思えます。こちらの法律、昨年5月17日に法律がめでたく成立いたしまして、5月24日に公布されました。

こちらの法律、大きく、探査、試掘、貯留事業等、3段階に分かれている法律でございますけれども、これまでに探査に関して、それから試掘に関してそれぞれ施行を行っているところでございます。試掘の許可を受けた者というのはまだ一者もございませんけれども、今後、試掘を行う者が出てくるというような段階になってございます。

今後、実際にその試掘が終わった後にCO₂を地下に注入していくということになってまいりますので、その辺り、CCS事業法でどのような保安規制を位置づけているのかということをお紹介させていただければと思っております。

2ページ目でございます。今、御紹介しました試掘の段階というものが終わった後に、いよいよ二酸化炭素を地下に入れていくという段階になってございます。この際、我々は貯留事業においても許可制という形にしてございますので、試掘が終わった後に改めて貯留事業の許可を取っていただくというふうにしてございます。

その際の許可の基準に関しましては右のほうに書かせていただいているとおりでございます。経理的基礎であるとか技術的能力、そういった事業者としての健全性というものを確認するというようになってございます。

その後、実施計画の認可という段階に移ります。その際に、基準の中、赤字で書かせていただいておりますけれども、公共の安全の維持及び災害の発生の防止の観点から適切であるかどうかということをお審査していくというふうになってございます。

左側に貯留事業の実施時の保安措置義務ということで、これはC C S 事業法の第66条第1項を抜粋させていただいております。具体的には、公共の安全の維持及び災害発生防止のために必要な措置を講じなければいけないということの中に、幾つかのこと、土地の掘削であるとか二酸化炭素の貯蔵であるとか、工事・維持・運用、そういったところに関しての保安の措置を講じなければならないというようなことを法律上義務づけてございます。こういったものを審査しまして、問題がないと認可された暁には、実際にその内容を保安規程等々に記載いただき、それに沿って実際に貯留事業を行っていただくというようなスキームとなっております。

この説明、お聞きになってピンと来られた方もおられると思うのですがけれども、実は鉱業法における鉱業権の付与、また鉱山保安法における保安規程、そういったものをベースとして作成したものでございますので、非常に親和性のある制度を構築させていただいたと思っております。今後、こういったもの、実際には来年5月までに施行をしていこうとしてございますので、その旨御紹介をさせていただきました。

以上、資料8の報告でございました。

○福井会長 説明どうもありがとうございました。ただいま事務局のほうから5つの報告につきまして御説明を頂きました。それにつきまして御質問、御意見等ございましたらよろしくお願いたします。

ウェブの方、もしあれでしたら、こちらから分かりにくいので、お声を挙げていただければ。

原委員、よろしくお願いたします。

○原委員 ありがとうございます。産総研の原と申します。

内容がとても盛りだくさんだったため、前半の話からコメントしようかと思えます。鉱山保安に関しては、1つ目の議事にも当たるのですがけれども、労働者さんの安全と安心を担保するために必要な対策を取るということで、教育と安全器具の装着、あと、今、説明にありましたようなリスクアセスメント、表彰、保安関連の資格を与えるといった安全に対する意識を高める方向でマネジメントされているという印象をととても受けました。とてもいい方向に舵を切っているという印象を受けております。

特に労働者さんに関しては、事故に至る前のヒヤリハットの状態で、労働者さんと監督者さんとの間で情報共有されることがとても重要かと思えます。その辺のコミュニケーションを取るようなところに重点を置いた対策を取っていかれると、更によくなっていく印

象を受けております。

あと、後半のCCSの事業に関してなのですが、鉱山保安のこれまでの技術シーズをとてうまく活用した事業だと感じております。安全性を担保しながら積極的に進めていけたらいいと思います。よろしくお願いします。

以上、コメントになります。

○福井会長 ありがとうございます。ほかはございますでしょうか。

○五十嵐委員 旭川高専の五十嵐です。

○福井会長 五十嵐委員、よろしくお願いします。

○五十嵐委員 ありがとうございます。福井先生から御指名を受ける前に、コメントを先に言わせていただきます。

まず、レジリエンスの問題なのですが、具体的な、ハード的な対応というのはかなりされていると思うのですが、遠隔等のモニタリングもされていますけれども、ソフトウェア的な対応もぜひ併せて実施していただければというお願いであります。

それと、2点目が坑廃水のパッシブトリートメントに関してなのですが、現在、JOGMECを中心に複数サイトでいろいろな知見が蓄積されているところでございます。かなり様々な成果が得られているということで、できればその知見をもとにして、もう少し水平展開を図っていただければと思っております。

最後に3点目なのですが、事故等の状況でございます。ここ2年とそれ以前との事故の罹災の内訳が非常に同じになっているということで、科学技術的なことがかなり進展しているにもかかわらず、各事故に対する効果的な対策が余り発現されていないのではないかなとも捉えます。

これは、事故自体は先ほど御説明あったように減少傾向なのですが、何かの事故に対して何かの特効薬があるというわけではないということですので、ぜひ引き続き、例えば罹災した方の年齢ですとか、あるいは経験年数、キャリア採用でどれぐらいの年齢の方が従事しているか分からないのですが、そういうことをぜひ調べていただいて、対策に役立てていただければと思います。

すみません、要望ばかりで申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

○福井会長 ありがとうございます。ほかの委員の方からございますでしょうか。

会場のほうで、平田委員いかがでございますでしょうか。

○平田委員 参加させていただいておりますので発言させていただきます。

おおむね、報告いただいた事項につきましては賛成の方向で私もよろしいかと思えます。特に4項目の、保安表彰の見直しにつきましては、昨今、労働者不足の関係もあって、非常に早く辞められる方、20年以上の経験者が少なくなったということもあるので、若年層にやる気を出させるためにもいい見直しではないかと思っております。

あと、直接関係ないのですけれども、特定施設に関わるところの関係で、要望になるのですが、今、鉱山関係で捨て石集積場、これは許認可いただいてやらせていただいているのですけれども、県によっては、県の埋め土条例、これを出さないとだめだとかいう県もあり、県によって非常にまちまちになっているため、できたら国のほうから、捨て石集積場で認可受けているものは適用除外ですよとか、そういう指針とか通達かなにかを出していただければ非常に操業はやりやすいなということがありますので、これはあくまで要望で、できたらということをお願いしたいと思えます。

以上です。

○福井会長　ありがとうございます。ほか、ございますでしょうか。オンラインの方も、御発言いただいても結構です。

少し私のほうからも、感想的、コメント的ですが、この災害事故に関して毎回報告しているのですけれども、少し前提があって、ほかの産業と比べてかなり近いといえますか、平均的に見たらそれより低いレベルにも落ちてきているということで、その中で、更に減らそうという御努力をされているのですけれども、基本的に、努力してもなかなか落ちないようなレベルにある程度もう来てしまっていて、残った中で挟み込みと落下のところが残ってしまったので、これが割と、さきほど五十嵐委員から、相関とかないのかというお話があったのですけれども、余りなくて、多分まれに起きるような事象で、それがあるのでなかなか対策が取りづらくて、このまま残ってしまったというのが私の感想でございます。

地道に努力しながらちょっとずつ下げていくという形が今後の動きになるかなとは思っております。時々、ランダム事象になりますから、死亡事故が起きたり、増えたり減ったりという形になるので、年ごとで見るとは事象数がすごい少ないというのでしょうかね、土木的などころでいけば事象が多いので割と統計的に見えやすいのですけれども、従事者が少ないからかなとは思っております。

あともう一点、人材育成ということで坑廃水の処理のところが出てきたのですけれども、こういう鉱山保安協議会ですが、この前提になっている鉱山関係のところやはりかなり

全般的に人手不足だなという形。大学が、私どもも含めて鉱山学科というところが減ってきた形がありますので、卒業生が減ってきて、それが現状としてボディブロー的に効いているのかなというのがあります。それが役所のほうなり産業界のほうも同じような形なのかなと思います。

その中で坑廃水のところだけが少し照らされて出てきているのですけれども、これ以外のところも結構ございますので、ほかも含めて少し全般的な対策が必要なのかなとは思っております。こちらの協議会で扱える話ではなくて、もう少し広いところになるかと思っておりますけれども、そういうところで少し議論していきたいと思っております。コメント的なものになります。

私のほうからはそれぐらいですけれども、オンラインや会場の委員の皆様方から何か御意見等ございますでしょうか。

オンラインの方々、発言いただければ結構ですけれども、よろしいでしょうか。

御意見いただいたような形ですので、事務局のほうから、今の御意見につきまして御回答等よろしく申し上げます。

○大川監理官　ありがとうございます。まず、原委員から、全体の方向性としてはいいのではないかと、教育、表彰、そういったいろいろなものを組み合わせて安全意識を高めるという方向性はいいのではないかと御示唆を頂きました。これも更に活動全体のレベルを高めていきたいと思っております。

一方で、ヒヤリハットの段階のときから、例えば鉱山の中でいろいろなコミュニケーションを増やしていくべきではないかというお話がございました。近い話は別途あつたと思いますが、我々もこのようなヒヤリハットの段階から、いろいろなコミュニケーションを取っていただくというのは重要だと思っております。特に今回、前半の議論の中で、高頻発災害の対応として保安規程などの規程を変えるということがございましたが、これも一つのきっかけでございまして、そういったものを通じて高頻発災害などに対するコミュニケーションが進んでいくということを期待しているわけでございます。

あと、原委員からは、CCSはこれまでの技術シーズというものをうまく使っているのではないかと。これはまさにおっしゃるとおりで、今回御報告させていただきましたのも、中央鉱山保安協議会をはじめとして、これまで鉱山の保安として培ってきた制度もしくは技術、考え方、そういったものをできるだけCCSのほうでも生かしてやっていくということで、鉱山のみならず、CCSの現場の事故、災害、減らしていきたいと思っております。

ので、引き続き御知見をおかりしたいと思っております。

五十嵐委員から、レジリエンスのハード的な対応については進んでいるが、ソフト的な対応を進めるべきというところ、お話ししました。これは全くおっしゃるとおりでございまして、ハード的なところについては、先ほど事務局から説明をさせていただきましたように、いろいろな補助などもしているわけですが、やはりそれを動かすのは人でございまして、そこをしっかりと対応していただくということについては、補助金だけではなくて、補助金を出すときも、ソフト的なところも含めていろいろな事業者の方の対応をチェックしながら進めていくというふうにしていきたいと思っております。

あと、パッシブトリートメントで、JOGMECに知見がたまってきているのではないかと、それをちゃんと広めるべきではないかというところは御指摘のとおりでございまして。

既にJOGMECのほうには一定の知見がたまりつつありますし、また、幾つかのところ、自治体ですとか、もしくは企業の方からお問合せを受けて、適宜お答えしているところがございます。今、画面に映してもらっていますが、今回のこういった実証の成果も、ホームページに公表するだけではなくて、今後、自治体もしくは企業の方でこういったパッシブトリートメントを導入される方に、JOGMECにお問合せいただければ、これまでの知見をしっかりと提供して実運用していく。それによってコストを下げる、又は確実なパッシブトリートメントの運用につながっていくことがその普及につなげていくというふうに考えておりますので、もし導入を考えられる方がおられれば、お気軽に、我々でも結構ですし、JOGMECのほうにもお問合せいただきたいと思います。今回聞いていただいております委員の方々も、もしそのような話があればそれぞれに伝えていただきたいと思います。

あと、五十嵐委員からは、事故の円グラフを見て、右と左でほとんど変わっていないと、過去の5年間で直近2年間で割合は大きく変わっていないと。これは耳の痛いところでございます。まさに今日の前半の議論になりましたような高頻発災害の対応、このようなものを含めながら、まず大きなところから少しでも減らせるようにしていきたいと思っております。

一方で、我々、やはり自主保安というところを中心に置いているわけでございます。事業者の方が自らリスクマネジメントを行うことで危ないところを見つけていただいて、そこをしっかりと対応していくというところを基本にこのような取組が進むように、これから、産業保安監督部とともにいろいろな事業者の方とコミュニケーションを取っていきたいと思っております。

平田委員からございました捨て石集積場の埋め土条例のことにつきましては、今手元に資料がございませんので、また個別に御相談をさせていただきます。

福井会長から、災害事故のレベルが、そのほかの一般産業に比べても平均的に低いのではないかとこのところでございます。御指摘のとおりでございます。もう随分これまで先輩方も御努力を重ねてきまして、度数率で見ると他の産業より一部は低いといってもいいものもあります。ただ、そこで手を抜くのではなくて、引き続き減らせる方法はないかということをおかりして検討していきたいと思っております。

その次、会長から続けて、鉱山の関係の人材、鉱山保安だけではなくて、もう少し広い範囲ではないか、もしくは坑廃水処理だけでなく、ほかにももう少し広いところで検討すべき話ではないかというところはございました。ただ、鉱山における保安の人材が不足しているというところはしっかり念頭に置きながら何ができるかということは、これはすぐに解決できるものではないですが、保安の側面だけではなくて、産業全体の鉱業人材を増やすという観点でも何ができるか考えていきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○福井会長　　どうもありがとうございました。

これで本日用意いたしました議題は全て議論させていただきましたけれども、全体を通して、ほかに御意見、御質問等ございましたら、委員の方々からよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。もう出尽くしたということで。

では、活発な議論を頂きましてありがとうございました。

最後に、事務局から連絡事項があればよろしく願いいたします。

○大川監理官　　本日、いろいろと御審議いただきましてありがとうございます。冒頭申し上げましたように、本日の議論につきましては、後日議事録を公表させていただく予定でございます。

また、次回の中央鉱山保安協議会の開催につきましては、後日事務局から別途御連絡をさせていただきます。

以上でございます。

○福井会長　　それでは、以上をもちまして本日の中央鉱山保安協議会を閉会いたします。皆様、どうも御苦労さまでございました。ありがとうございました。

—了—